

■ 個別避難計画とは

個別避難計画とは、高齢者や障がいのある人などの自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」ごとに作成する避難支援のための計画です。

あらかじめ、「どこの避難所に避難するのか」「どこを通過して避難するのか」などを記載した個別の計画を作成し、適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援者等関係者(※)などに情報提供します。

個別避難計画は、原則本人、家族が作成するものですが、地域における災害被害の想定や本人の心身の状況等を踏まえ、優先度の高い方から地域や福祉の専門職などの関係者と連携して、計画を作成します。

■ 計画作成について

災害対策基本法

(個別避難計画の作成)

第49条の14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下、「個別避難計画」という)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

(略)

■ 計画作成の記載内容

本人について、氏名、生年月日、住所又は居所、連絡先(電話番号)、避難支援等を必要とする事由などを記載します。避難支援等実施者についての情報(氏名、住所、連絡先)を記載、避難施設や避難場所、避難先への経路に関する事項も記載します。

■ 避難行動要支援者とは(伊賀市避難行動要支援者避難支援プランより)

本市では、「要配慮者」のうち介護を要する方々等を中心とした「避難行動要支援者」の避難支援に取り組むための基礎とする名簿である避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲を次のとおりとします。

【避難行動要支援者名簿の対象者】

- ① 要介護認定3～5を受けている人
- ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する人(心臓、じん臓機能障害のみで該当する人は除きます。)
- ③ 療育手帳Aを所持する人
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する人
- 上記の対象者以外で、避難支援等関係者(※)が支援の必要を認めた人も名簿に登録することができます。

(※) 避難支援等関係者とは、住民自治協議会、自主防災組織、自治会(区)、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、警察、教育委員会